

生産性向上促進補助金

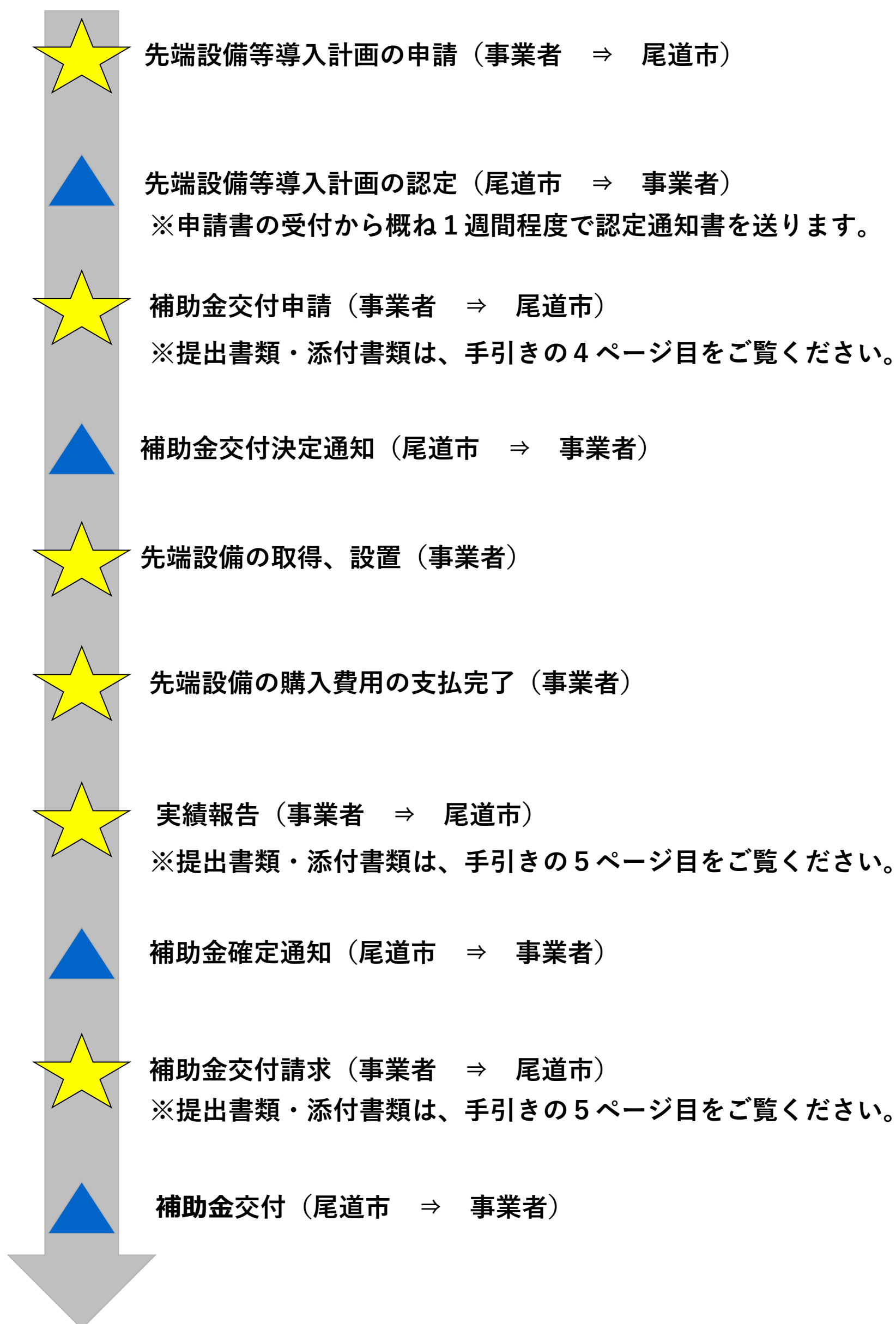
申請の手引き

尾道市産業部商工課

生産性向上促進補助金とは

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少しているにもかかわらず、積極的に先端設備を導入する市内の中小企業者等に対し、その導入経費を補助することで、生産性の向上を応援します。

申請スケジュール



支給対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 尾道市内に事業所を有する、資本金の額等が1億円以下の中小企業者
- (2) 令和3年4月1日以降に、尾道市から法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けているもの
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年1月から同年12月までの任意の1ヶ月の売上高が、前年同月比20%以上減少しているもの
- (4) 先端設備を導入する市内の事業所に、1名以上の従業員等が常駐するもの
- (5) 国や県など、他から同様の補助金を受けていないこと
- (6) 令和4年3月31日までに先端設備を導入するもの
- (7) 市税の滞納がないこと
- (8) 補助金交付決定の前に、先端設備を導入していないこと

※中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者で、下表に定める法人等をいいます。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※一般社団法人、一般財団法人、医療法人、歯科法人、NPO法人、農業協同組合、農事組合法人、森林組合、漁業協同組合などは、対象外です。

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員などは、これを基に判断します。会社役員、個人事業主、専従者は該当しません。

※この補助金を受けるには、あらかじめ尾道市から先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。先端設備等導入計画の認定手続きは、こちらをご覧ください

先端設備等導入計画の認定について ⇒



■ 補助対象となる設備

設備の種類	最低価額 (1台1基の取得価額)	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内

※償却資産として課税されるものに限ります。

※ソフトウェア、構築物、事業用家屋の導入については、当該補助金の対象外です。

■ 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象設備の取得に要した経費の額とします。

※ただし、消費税等相当額を除きます。

■ 補助限度額

補助対象経費の1/2に相当する額とし、限度額100万円までとします。

(申請は、1事業者につき、1回限り)

■ 誓約・同意事項

申請するにあたり、次のすべてに対し誓約・同意する必要があります。

- (1) 申請内容及び添付書類に虚偽がないこと
- (2) 国、地方公共団体等から、同様の制度に基づく補助金を受けていないこと
- (3) 支給要件に該当しないことが判明した場合、当該支援金を返還すること
- (4) 反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないこと

■ 売上減少要件について

(2019年の売上) イ

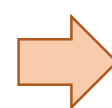
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
万円	20	30	30	50	50	40	40	40	50

(2020年の売上) ア

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
万円	20	10	15	15	20	25	20	20	30

5月の売上比較

$$(15万円 - 30万円) \div 30万円 \times 100\% = \blacktriangle 50.0\%$$



20%以上減少しているため、要件を満たす

【前年比の計算】

$$\frac{2020年売上高 \text{ ア} - 2019年売上高 \text{ イ}}{2019年売上高 \text{ イ}} \times 100$$

※小数点第2位以下切捨て

1 申請期間

令和3年4月1日（木） ～ 令和4年2月28日（月）

2 申請方法

申請書は、先端設備導入計画認定時に同封いたしますので、申請を検討されている場合は、事前にご連絡ください。

そのほか、尾道市のHPからのダウンロード、尾道市役所本庁舎（商工課）、市役所各支所、商工会議所又は商工会でも配布しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送またはメールで提出してください。
（提出部数各1部）

3 提出書類

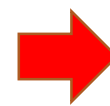
(1) 生産性向上促進補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 添付書類

- ①先端設備等導入計画認定書の写し（受付印のあるもの）
- ②売上高を証明する書類の写し（法人事業概況説明書の控え等）
- ③先端設備を導入する費用の見積書の写し
- ④労働者名簿の写し
- ⑤前年分の貸借対照表及び損益計算書
- ⑥市税の完納証明書
- ⑦誓約書兼同意書

【提出先】 〒722-8501
尾道市久保一丁目15番1号
尾道市 産業部商工課 商工振興係
☎ 0848-38-9182
アドレス：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

交付申請書、誓約書兼同意書は、
こちらからダウンロードできます



■ 実績報告

先端設備の購入費用の支払い後、速やかに、必要書類を添えて尾道市商工課へ提出してください。

1 提出書類

- (1) 生産性向上促進補助金実績報告書（様式第4号）
- (2) 添付書類
 - ① 先端設備の購入額及び支払ったことが確認できる書類の写し（領収書の写しなど）
 - ② 先端設備の設置前後を撮影した写真

2 提出期限

令和4年3月31日まで

■ 補助金交付請求

指定の補助金交付請求書に必要事項を記入のうえ、尾道市商工課へ提出してください。

1 提出書類

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 添付書類
 - ① 申請者本人名義の口座通帳の写し
(※金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が確認できるもの)

2 提出期限

令和4年3月31日まで

【提出先】 〒722-8501
尾道市久保一丁目15番1号
尾道市 産業部商工課 商工振興係
☎ 0848-38-9182
アドレス：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

実績報告書、補助金交付請求書は、
こちらからダウンロードできます

